

鹿沼市都市スポーツ交流事業報償金交付基準等留意事項

【対象事業】

鹿沼市の国内友好都市（足立区、墨田区）との交流を目的に行われるスポーツ大会等のうち、県外で行われるもの。また、国内友好都市、その教育委員会、体育協会及びスポーツ少年団のいずれかが主催又は後援している大会。
その他、教育長が認める大会等を対象とする。

【対象者】

鹿沼市体育協会に加盟又は、鹿沼市スポーツ少年団に所属する団体及び教育長が認める団体。

【対象経費】

バス借上料、高速道路使用料、駐車料金、宿泊費、鉄道等運賃 等
※必要性の有無を検討し、対象とならない場合もある。

【助成基準】

対象経費（教育長が認める経費）の1/2の額
ただし、他から何らかの支援を受けた場合には、その金額を対象経費から差し引いた額を対象経費とする。

【助成限度額】

1大会1回 50,000円とする。
※報奨金は予算の範囲内で交付する。

【添付書類】

当該大会の要項、プログラム等または「大会等参加内容報告書」…1部
大会参加者名簿…氏名、性別、年齢、役職等を記載する。
児童及び生徒は氏名、性別、学校名、学年。

経費明細書 …バス借上料、高速道路使用料、駐車料金、宿泊費、鉄道等運賃 他
領収書 …原本

【その他】

- ・プログラム代は対象外。
- ・宿泊及び宿泊人数を確認する。（宿泊の必要性を判断する。なお、前泊は、開会式に間に合わない場合は認める。）
※この「間に合わない場合」とは、鹿沼市内を出発するいずれの公共交通機関を使用しても到着しない場合をいう。
- ・宿泊料の上限は、1泊8,000円。（交付はこの1/2になる。）
- ・資材運搬費は認められない。